

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
国立大学法人小樽商科大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25%) 3	(26%) 24
一般競争入札等	競争入札			(42%) 5	(53%) 48
	企画競争	(9%) 1	(5%) 5	(8%) 1	(6%) 5
随意契約		(91%) 11	(95%) 86	(25%) 3	(15%) 14
合 計		(100%) 12	(100%) 91	(100%) 12	(100%) 91

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)
争	競争入札			(%)	(%)

		(%)	(%)	(%)	(%)
	企画競争	(%)	(%)	(%)	(%)
	随意契約	(100%)	(100%)	(%)	(%)
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25%)	(26%)
				3	24
一 般 競 争 入 札 等	競争入札	/		(42%)	(53%)
				5	48
	企画競争	(9%)	(5%)	(8%)	(6%)
		1	5	1	5
	随意契約	(91%)	(95%)	(25%)	(15%)
		11	86	3	14
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		12	91	12	91

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 複数年度契約の拡大

毎年契約を行う案件であって、各年度の契約金額は少額であるが複数年度契約として契約することで経済的な契約が見込まれる案件においては、複数年度契約及び一般競争入札の導入を図るよう努める。

(2) 一般競争入札の導入の拡大

「代理店が特定される」との理由で随意契約としている案件について、契約の透明性を高めるため積極的に一般競争入札の導入を図るよう努める。

(3) 一般競争参加者の資格の制限の見直し

入札案件ごとに定める一般競争参加者の資格の制限について、少額の入札案件であっても上位等級の資格を有する業者が入札に参加できるよう、規程を見直す。